

公的個人認証サービスの利活用のあり方 に関する検討会 論点整理 概要

平成19年5月
総務省自治行政局自治政策課

全 体 の 構 成

1. 公的個人認証サービスの利用促進に向けた基本的な考え方
 - (1) オンライン手続の利用促進のための取り組みとの連携の必要性
 - (2) 本人確認・認証基盤に関わる政府の戦略の必要性
 - ア 個人認証基盤の定義
 - イ 個人認証基盤のあり方と公的個人認証サービスの位置付け

2. 公的個人認証サービスの利用促進に向けた具体的な方策
 - (1) 利用範囲の拡大等
 - ア 電子証明書の有効性を確認できる者の範囲の拡大
 - イ 電子証明書の格納媒体の拡張
 - ウ 新たなサービス・アプリケーションの創出
 - (2) 電子証明書の多面的な活用
 - ア 官民認証サービス間の連携
 - イ 認証用途の電子証明書の発行
 - (3) 利用者の利便性向上方策等
 - ア 利用者の利便性向上方策
 - イ 広報の充実・強化
 - ウ 電子証明書の発行申請窓口の多様化

3. 今後の取組の方向性

公的個人認証サービスの利用促進に向けた基本的な考え方

オンライン手続の利用促進のための取り組みとの連携の必要性

- 公的個人認証サービスは、オンライン上の情報のやりとりにおける本人確認・認証のための基盤・ツール
 - 普及のためには、オンライン手続自体の利便性・使い勝手が向上し、その利用が進むことが必要



政府全体あるいは各府省等において進められている、オンライン手続の利用促進のための取り組みと効果的な連携を図ることが重要

本人確認・認証基盤に関わる政府の戦略の必要性

- 本人確認・認証基盤には、電子署名とオンライン上の認証の2つの意味合いが混在
- オンライン手続の提供側で、どのような本人確認手段を採用するかを判断
 - 多様な本人確認・認証手段の利用が進んでいる



個人認証基盤の全体としてのあり方や、そこにおける公的個人認証サービスを含む電子署名・認証サービスの位置づけについて、政府全体あるいは官民で、十分に議論され、グランドデザインが描かれることが重要

電子署名、オンライン上の認証それぞれの定義や双方の相違点について

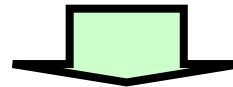
		電子署名	オンライン上の認証
位置付け・性格		電子署名が付された文書に、本人がその意思をもって作成した文書として、署名・押印のある文書と同一の法的効力を付するもの。併せて、電子署名の有効性を保証するための厳格な本人確認機能を提供する	特定の人・もの・法人等について、その本人等であって、なりすましではないことを、保証する機能を提供する
主な用途		署名・押印が要求される電子文書（申請書類、届出書類など）のやりとりを伴うオンライン・オフライン手続	機器やシステム、サービスを利用するためのアクセス許可（基本的に、電子文書のやりとりを伴わない）を要求するオンライン手続
効果・ねらい		以下の脅威から手続を保護する ○電子文書の作成者のなりすまし ○電子文書の改ざん ○電子文書の作成者の否認	以下の脅威から手続を保護する ○機器やシステム、サービスの利用者のなりすまし
技術的手段		P K I（公開鍵認証基盤）以外の現実的な手段は存在しない	I D・パスワードからP K Iに至るまで多様な手段が併存
法律上の定義		電子署名及び認証業務に関する法律（電子署名法）上で定義が明文化されている	現行法上での定義は見当たらない
利用状況	公的分野	利用されている	SSL通信利用時の認証（クライアント認証）を除けば、PKIを利用した認証の利用は見当たらない。但し、SSL通信利用時の認証におけるクライアント認証の多くは、ユーザを認証しているとは言えない。一方、ID・パスワードを利用したユーザ認証は広く利用されている
	民間分野	利用されている	利用されている

公的個人認証サービスの利用促進に向けた具体的な方策（１）

利用範囲の拡大等

○今後、官民の様々なオンライン上のサービスにおける本人確認の基盤として幅広く活用できるようにすることも視野に入れ、検討を行うことが適当

→ 公的個人認証サービス側から、あるオンライン上のサービスについて、公的個人認証サービスの利用に対するニーズが真に存在するかを判断することは困難



ニーズの把握・発掘の段階から様々な関係者と幅広く連携・協力しながら、公的個人認証サービスの利用促進を図ることが重要

- －電子証明書の有効性を確認できる者の範囲の拡大
- －電子証明書の格納媒体のあり方（拡大の検討）
- －新たなサービス・アプリケーションの創出

電子証明書の有効性を確認できる者の範囲の拡大

現行法では、電子証明書の有効性を確認できる者（署名検証者等）の範囲については、行政機関、裁判所、行政手続の代理者、民間の認定認証事業者等に限定

→ このような限定を緩和し、より多くの者が公的個人認証サービスを使えるようにすれば、サービスの利便性の向上と利用促進に繋がる

一定の公益性が認められる分野での利用を中心に、公的個人認証サービスの利用範囲を順次拡大することについて検討することが適当

公的分野

メインターゲットは、医療分野

- 診療録
- 初診時の本人確認
- 保険証の確認 等

民間分野

メインターゲットは、重要な社会インフラとしての機能を提供する、金融分野

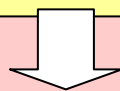
- 口座開設
- オンライン取引、決済 等

電子証明書の格納媒体のあり方

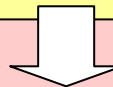
現行法では、電子証明書の格納媒体の要件については、「住民基本台帳カードその他の半導体集積回路を一体として組み込んだカードであって、総務大臣が定める技術的基準を満たすもの」

→ ただし、現時点においては、住民基本台帳カード以外で、技術要件を満たすことができる適切な格納媒体が見当たらないことから、住基カードをベースにサービスを運用

今後、電子証明書の格納媒体について選択肢を増やしていくことも、利用者の利便性の観点からは有用



電子証明書の格納媒体に関する議論



現行の技術基準を前提

近い将来、住基カードと同様な技術要件を満たすカード（ICカード）の発行が現実になった場合の運用上の取扱いの具体化に向けた検討

現行の技術基準を緩和

現行のサービスの厳格性を一定程度緩和してでも、利便性向上の観点から利用者が電子証明書の格納媒体を自由に選択できるようにすることの是非・妥当性

新たなサービス・アプリケーションの創出

その他、政府のIT施策との連携が求められるサービス・アプリケーション

○オンライン申請のワンストップ化

○利用者一人ひとりが自己に関わる情報に、自らの意思でアクセスできるポータルサイトの構築

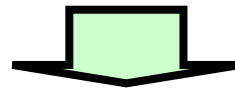
○転居や定年退職等といったイベントを切り口として必要な手続きが完結するサービス提供形態

○電子私書箱 など

公的個人認証サービスの利用促進に向けた具体的な方策（２）

電子証明書の多面的な活用

- 公的個人認証サービスは、地方公共団体という公的主体が自ら運営する電子署名・認証サービスであり、最も高いレベルのセキュリティや信頼性を持つもの
- それを支える重要な機能
- ①住民基本台帳上の基本四情報に基づく厳格な本人確認のための情報の提供
 - ②住民基本台帳ネットワークから異動等情報の提供を受けることによる
迅速かつ確実な失効情報の提供



これら二点の機能を揺るがすことは適當ではない

- 今後は、公的個人認証サービスにおける厳格な本人確認を基に、以下の二つの方向を検討
- －官民認証サービス間の連携
 - －認証用途の電子証明書の発行

官民認証サービス間の連携

電子署名法上等の認定を受けた民間の認証事業者は、
公的個人認証サービスを利用することが可能



民間の認証サービスが必要とする利用者の真偽の確認を担保する、といった形で、公的個人認証サービスがトラストアンカー（信認の原点）として大きな役割を果たしていくことが期待される



官民認証サービス間の連携について、
いっそう積極的な検討を行うことが適当

認証用途の電子証明書の発行

現行の運用規定では、公的個人認証サービスの電子証明書については、署名用途以外の利用は定義されていないが、技術的にみれば、署名用途も認証用途も同じPKIを利用するものであり、大きな違いはない

→署名、認証、クライアント認証、秘匿など様々な用途に利用可能



認証用途の電子証明書を発行する形態は、2パターン

- ①現行の公的個人認証サービスの署名用途の電子証明書を認証用として併用
- ②現行法を改正し、公的個人認証サービスの都道府県単位認証局から、署名用途の電子証明書とは別に認証用途の電子証明書を発行



認証用途の電子証明書の発行については、当該サービスを提供する意義や必要性、具体的なニーズや利用シーン・公益性も考慮しつつ、メリット・デメリットを十分見極めながら、技術面や法制度面の対応について、中長期的な視点により検討を重ねていくことが必要

公的個人認証サービスの利用促進に向けた具体的な方策（３）

利用者の利便性向上方策等

○公的個人認証サービスが有する高いセキュリティ水準は維持することを基本とした上で、利用促進に向け、利用者の利便性の向上、負担軽減を図っていく必要がある



今後、以下を検討

○利用者の利便性向上方策

- －電子証明書の有効期間の延長（３年→５年程度へ）
- －更新手続の簡略化（電子証明書の更新手続のオンライン提供）
- －市町村窓口での住基カードの交付及び電子証明書の発行に係る時間の短縮化
- －ＰＣメーカ等に対するＰＣへのＩＣカードリーダーライタの標準装備の働きかけ
- －利用者へのインセンティブ付与の仕組みの拡充（例：電子証明書を取得した個人の電子申告に係る所得税額の特別控除）

○広報の充実

- －府省間や国と地方公共団体が連携した広報
- －オンライン申請や住基カードに係る広報とのタイアップによる一元的な広報
- －オンライン申請や住基カードそれぞれの普及促進を総合的に支援するタスクフォース等の設置
- －窓口での職員の対応に関する教育啓発

○電子証明書の発行申請窓口の多様化

- －様々な課題の実現可能性や妥当性を踏まえ、中長期的な課題として慎重に検討

今後の取組の方向性

認証用途の電子証明書への用途拡大、サービス提供者との連携、利用者の利便性向上など、公的個人認証サービスに期待される役割はますます多義的なものとなっていくことが予想される



公的個人認証サービスの運営側においても、本論点整理で取りまとめられた課題のうち、実現可能性が高いテーマを中心に、具体的なニーズを十分見極めながら、官民の関係諸機関と十分連携を図りつつ、法制度、運用、技術の各面に亘り、具体的な対応策やそれを実現するための課題等について検討を深めていくことが重要